

名古屋市文化財調査委員会

日 時：令和3年3月24日（水）午後1時30分～
場 所：西3A会議室（市役所西庁舎3階）

1 開 会

2 議 題

- (1) 文化財登録制度について
- (2) 文化財保存活用地域計画について

3 報告事項

- (1) 令和2年度の国指定史跡等の現状変更にかかる文化財調査委員会の指導について
- (2) 令和2年度文化財保護室事業報告
- (3) その他

4 閉 会

名古屋市文化財調査委員会

資 料

- ◇ 日 時：令和3年3月24日（水）午後1時30分～
- ◇ 場 所：西3A会議室（市役所西庁舎3階）

目 次

議題

- (1) 文化財登録制度について 1
- (2) 文化財保存活用地域計画について 8

報告事項

- (1) 令和2年度の国指定史跡等の現状変更にかかる文化財調査委員会の
指導について 17
- (2) 令和2年度文化財保護室事業報告 18
- (3) その他

文化財登録制度について

現在までの検討状況と今後のスケジュール

- 平成31年3月 文化財調査委員会 総会
・名古屋市文化財登録制度についての検討の提案
- 令和元年8月 文化財調査委員会 総会
・名古屋市文化財登録制度への意見
- 令和2年8月 文化財調査委員会 総会
・名古屋市文化財登録制度の検討にかかる小委員会の設置
- 令和2年10月 第1回文化財登録制度の検討にかかる小委員会
・文化財登録制度の趣旨と対象・基準について
- 令和2年12月 第2回文化財登録制度の検討にかかる小委員会
・文化財登録制度の趣旨と対象・基準について
- 令和3年2月 第3回文化財登録制度の検討にかかる小委員会
・文化財登録制度の目的・基準、支援制度について
・中間報告内容の確認
- 令和3年3月 文化財調査委員会 総会 中間報告
- 令和3年4月以降 小委員会にて素案の検討（1～2回）
- 令和3年8月頃 文化財調査委員会 総会 素案報告
- 令和3年9月以降 小委員会にて提言内容の検討（1～2回）
- 令和4年3月 文化財調査委員会 総会 提言
- 令和4年4月 国の文化財保護法改正、地方登録制度の法制化部分の施行
- 令和4年度 文化財保存活用地域計画の策定（文化財登録制度を記載）及び登録制度の運用開始

名古屋市登録文化財制度の中間報告

1 背景

(事務局より)

- 少子高齢化や文化財の継承基盤であるコミュニティの脆弱化など社会状況の変化により、文化財の滅失や散逸等の危険性が高まっている。
- 未指定文化財が市民にあまり知られていない。
- 行政と指定文化財以外の文化財所有者とのつながりが薄い状態である。
- 文化財の掘り起こしやまちづくりへの活用への気運が高まっており、地域の実態に合わせた多様な保存・活用の取組が求められている。

(委員の意見)

- 名古屋市は行政と所有者の関係が薄い。
- 名古屋市は今どこに文化財候補となるものがあるかを把握していない。

2 制度の目的

(事務局より)

- 文化財の見える化を行うことで、文化財の保存・活用の担い手を増やし地域全体で保存・活用する体制をつくる。
- 文化財を総合的に把握し、より柔軟な方策により、幅広く保存・活用のための措置を講じていく。
- 地域の文化的資源の掘り起こしを行い、地域の個性を引き出す。
- まちづくり、地域おこし等、地域活性化につなげる。

(委員の意見)

- 区の中で大切なものについて議論を進めることにより、区それぞれの文化財の特色が表れるようになる。
- 今住んでいる人たちが大事に思っているもの、まちづくりや地域の活性化のために活かしたいと思っているものが何かという視点に立つことが重要。
- 目的としては、文化財の保存・活用の担い手を増やす、文化財への理解を深めるというところが大きい。

3 登録の対象

(事務局より)

- 名古屋市歴史文化基本構想を策定する際に作成し、今後策定を進める文化財保存活用地域計画を策定するに際し、ブラッシュアップを行う予定である文化財詳細調査リストをもとに登録していく。
- まずは文献の整理及び文献調査によるリストアップを行いたい。
(市史、県史、これまでの調査報告書等の文献に記載されているものは、一定の専門的フィルターを潜り抜けたものと考えられる。)
- 分野については現在の指定基準を基本として考えたい。
- 建造物については名古屋市登録地域建造物資産制度との整理が必要

(委員の意見)

- 登録制度の前提として市内にどのようなものがあるのかというリストは必要。
- 区の中で大切にされている文化財をピックアップする必要があり、それにあたって、区役所に協力してもらうことが重要。
- 公共、準公共のものから始め、個人所有のものはひとつひとつ記録していく方法がよいのでは。
- 個人所有や表に見えないものをリストアップすることは困難である。
- 寺社や学校等、古くからその地域に知られているところをスタートとしてそこから関連するものを探していく方法もある。
- 博物館等の学芸員に協力してもらうとよい。

4 登録の基準

(事務局より)

- 文化財の性質などを勘案し価値が生ずる一定期間を経過したもののうち、専門的な知見に照らし、歴史的、文化的、地域的価値を持つもの

(委員の意見)

- 対外的に示す基準についてはできるだけシンプルな方がわかりやすい。
- 新たな発想で登録基準をつくる必要がある。
- 指定文化財とは一味違うものを混ぜる必要がある。
- 地域おこし、まちづくりを前面に押し出すなら公開が原則
- 時代にこだわらず地域での重要性を考慮し、新しい時代のものも登録していくべき。
- 分野によって、区ごとによって変わってくる。
- (公開する必要はないが)登録を断る基準を明確にする必要がある。

5 登録の手続き

(事務局より)

○厳格性を保つため、文化財調査委員が関与して登録を行う。

(委員の意見)

○申請主義をとるのか、市側からの積極的に働きかける方式にするのかの検討が必要。

6 支援制度

(事務局より)

○支援制度の検討にあたっては、あるべき姿の議論をしたい。

○新しい制度を作るのであれば、一定予算を伴うような支援をしていくことを考えたい。

(委員の意見)

○どこまでを支援の対象とするかをきちんとしておかななくてはいけない。

○国登録文化財制度に対する補助とのバランスを考える必要がある。名古屋市登録文化財に対する支援が国登録文化財に対する支援を上回ってはならない。名古屋市にある国登録文化財の支援を別に考えるべき。

○支援の反対の登録制度に伴う義務についても検討する必要がある。

7 その他

(事務局より)

○既存の文化財保護制度も含め、全体としてより良いものとするため、文化財登録制度を検討していく。

(委員の意見)

○指定制度を含めた本市の文化財保護制度全体のあり方を考える必要がある。

・名古屋市は指定文化財が少ない、文化財調査委員の先生方から事務局へ提案するなどの方法でもっと積極的に指定していくことが必要。

・登録制度を作ることで指定制度に対する保護が薄まらないようする必要がある。

○登録制度を効果的なものとするためには、話題性やタイミングなど戦略や仕掛けが必要である。

○登録制度を継続させていくため開始された後のことを考えたプランを考えておく必要がある。

○登録制度をつくるなら、人も金も運営方法も登録制度を維持できる体制が必要。

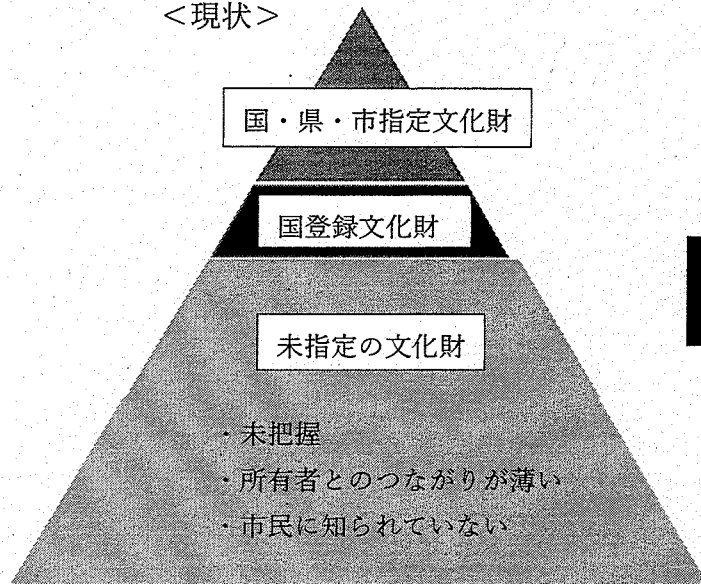
(参考) 国の動き (地方登録制度の新設)

- 地方自治体は、条例の定めるところにより、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のために措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録することができるものとする。
- 地方公共団体は登録した文化財のうち相当であると思料するものについて、文部科学大臣に対し、国の文化財登録原簿への登録を提案できることとする。
- 施行期日は令和4年4月1日

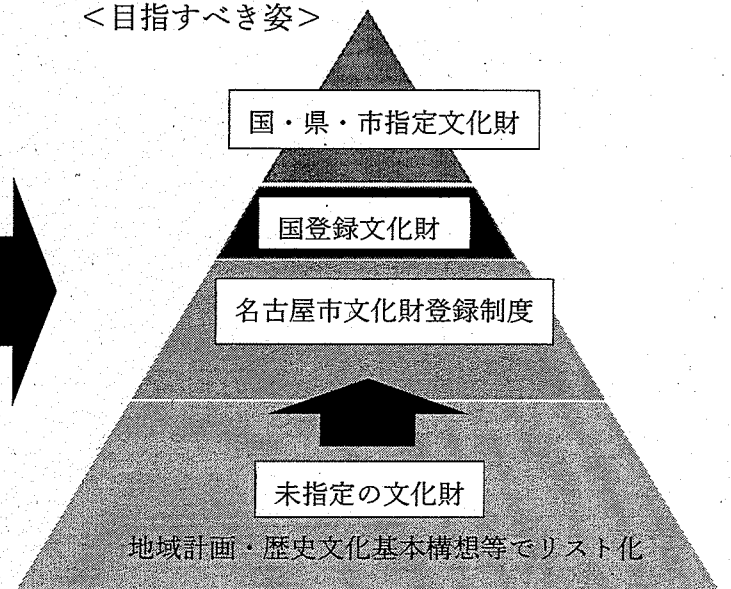
今回重点的に議論したいポイント

制度のイメージ図

<現状>



<目指すべき姿>



既存の文化財保護制度も含め、全体としてより良いものとするため、本市の文化財登録制度を検討していく。

登録制度の目的

- 文化財の見える化を行い、文化財の保存・活用の担い手を増やし、地域全体で保存・活用する体制をつくる。
 - 文化財を総合的に把握し、より柔軟な方策により、幅広く保存・活用のための措置を講じていく。
 - ◎地域の文化的資源の掘り起こしを行いその地域ならではの特徴的な歴史を伝える。
- ※区の中で大切なものについて議論を進めることにより、区それぞれの特色が表れるようになる。

登録の基準

- 文化財の性質などを勘案し価値が生ずる一定期間を経過したものうち、専門的な知見に照らし、歴史的、文化的、地域的価値を持つもの
- 一定の保存状態が保たれており、今後も保存・活用する意思のあるもの

※その地域ならではの特徴的な歴史を伝えるものを登録していくための基準

※新たな発想で登録基準を作成することが必要

※指定文化財とは一味違うものを混ぜる必要がある。

※時代にこだわらず地域での重要性を考慮し、新しい時代のものも登録していくべき。

※登録に該当しない基準を明確にする必要がある。

支援制度

○技術的支援

- ・専門家による指導・助言

○経済的支援

- ・修理に対する補助金（指定文化財に対する補助よりも低率・低額）
- ・対象を限定しての補助（例：公開を前提とする文化財に限るなど）
- ・維持管理費等への定額の支給（奨励金等）

○登録文化財として顕彰

- ・ホームページでの公表
- ・認定証やプレートの交付

○その他

- ・民間の補助制度の案内

※支援制度の検討にあたっては、あるべき姿の議論をしたい。

議題（２） 文化財保存活用地域計画について

資料一覧

- (1) 名古屋市文化財保存活用地域計画について
 - ア 名古屋市文化財保存活用地域計画の概要 【資料 1-1】
 - イ 名古屋市文化財保存活用地域計画策定にあたっての検討事項（案） 【資料 1-2】

- (2) 悉皆調査について
 - ア 過去に悉皆調査等を実施し、名古屋市歴史文化基本構想に掲載した文化財 【資料 2-1】
 - イ 名古屋市文化財保存活用地域計画策定にあたり悉皆調査等を実施する文化財（案） 【資料 2-2】

- (3) 名古屋市文化財保存活用地域計画策定体制（案）について 【資料 3】

- (参考)
 - ・文化財保存活用地域計画 【資料 4】
（文化庁作成パンフレット 令和3年1月発行）
 - ・文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針 【資料 5】
（平成31年3月4日文化庁策定）
 - ・名古屋市歴史文化基本構想 【資料 6】
 - ・愛知県文化財保存活用大綱（概要） 【資料 7】

(1) 名古屋市文化財保存活用地域計画

ア 名古屋市文化財保存活用地域計画の概要

1 趣旨

平成 30 年の文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の改正により、法定計画として位置づけられた、文化財の保存及び活用に関する総合的な計画である「文化財保存活用地域計画」を策定するもの。

2 策定予定時期

令和 4 年度

3 記載事項


- ・ 計画期間等
- ・ 文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
（市の概要、文化財の概要、文化財の保存・活用に関する課題、方針等）
- ・ 文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置
（文化財の保存・活用に関する措置）
- ・ 文化財を把握するための調査に関する事項
（悉皆調査など文化財を把握するための調査に関する事項）
- ・ その他（任意）
（関連文化財群に関する事項等）

4 その他


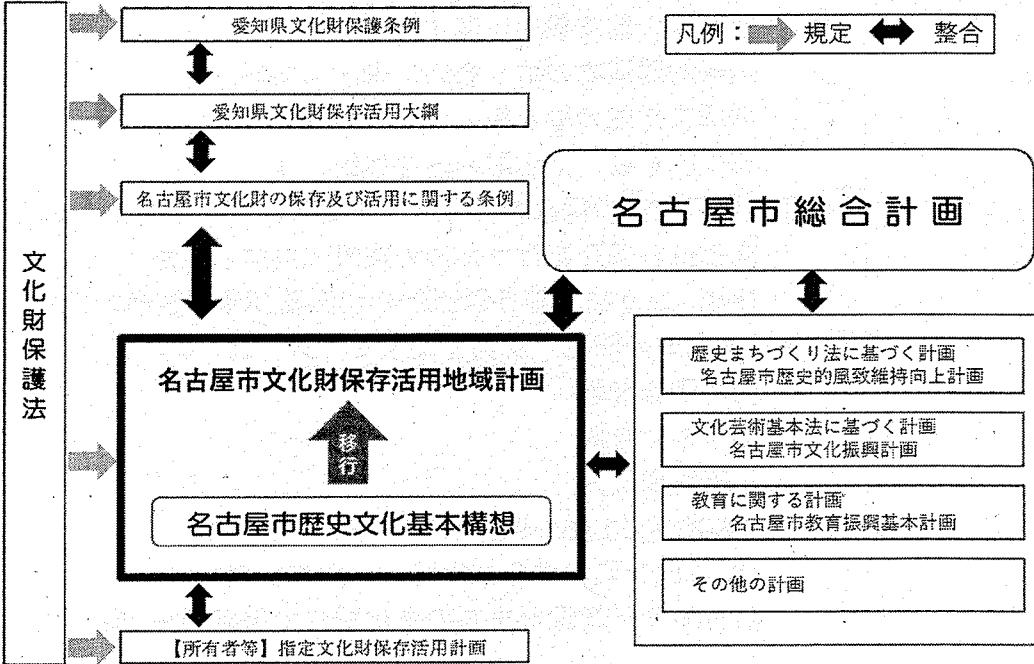
- ・ 文化財保存活用地域計画認定件数 23 件（令和 2 年 12 月 18 日現在）
（政令指定都市で策定している市 札幌市）
- ・ 文化財保存活用地域計画等作成に係る補助金を受給している自治体 94 件
〔 政令指定都市で受給している自治体 4 件
横浜市、浜松市、京都市、福岡市 〕
- ・ 愛知県文化財保存活用大綱（令和 2 年 9 月策定）

イ 名古屋市文化財保存活用地域計画策定にあたっての検討事項（案）

○序章

区 分	内 容
背景・目的	<p>○市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 3 月に「名古屋市歴史文化基本構想」を策定 ・「名古屋市総合計画」の施策・事業として、文化財の保存・活用事業を実施 <p>○国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年の文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の改正により、市町村が作成する文化財保存活用地域計画の文化庁長官による認定の制度化 <div style="text-align: center;">  </div> <p>文化財の保存・活用に関して本市の目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、これに従って計画的に取組を進めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用を一層促進する</p>
計画期間	<p>令和 5 年度から令和 10 年度（各種計画と終期を合わせるため） ※総合計画等の計画期間との整合性や地域の実情を踏まえつつ、概ね 5～10 年程度の期間を設定</p> <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市総合計画 計画期間 5 年（令和元年度から令和 5 年度） ・第 3 期名古屋市教育振興基本計画 計画期間 5 年（令和元年度から令和 5 年度） ・名古屋市歴史的風致維持向上計画 計画期間 10 年（平成 26 年度から令和 5 年度） ・名古屋市観光戦略 計画期間 5 年（令和元年度から令和 5 年度） ・名古屋市文化振興計画 計画期間 5 年（令和 3 年度から令和 7 年度）

○第4章 文化財の保存・活用に関する方針

区分	内容
4-2 文化財の保存・活用に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の滅失・散逸や担い手の減少 ・文化財の価値や魅力が市民一般に広く共有されていない ・適切な周期での修理が実施できていない市域内の文化財の状況 ・文化財の活用 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>本市が直面する課題や問題意識</p> </div>
4-3 地域計画の位置付け	<p style="text-align: center;">名古屋市文化財保存活用地域計画の位置付</p>  <p>凡例：→ 規定 ↔ 整合</p> <p>文化財保護法</p> <p>愛知県文化財保護条例</p> <p>愛知県文化財保存活用大綱</p> <p>名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例</p> <p>名古屋市文化財保存活用地域計画</p> <p>名古屋市歴史文化基本構想</p> <p>【所有者等】指定文化財保存活用計画</p> <p>名古屋市総合計画</p> <p>歴史まちづくり法に基づく計画 名古屋市歴史的風致維持向上計画</p> <p>文化芸術基本法に基づく計画 名古屋市文化振興計画</p> <p>教育に関する計画 名古屋市教育振興基本計画</p> <p>その他の計画</p> <p style="text-align: center;">移行</p>

区 分	内 容
4-4 文化財の保存・活用に関する方針	<p>歴史文化の特徴及び文化財の保存・活用に関する課題を踏まえ、本市として目指すべき方向性や将来像、市域内の文化財の保存・活用に関する取組の方針</p> <p>○名古屋市歴史文化基本構想</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財保存活用の基本方針 (94 頁) <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定文化財の取り扱い方針 ・ 未指定文化財の取り扱い方針 (2) 分野別方針 (96 頁) <ul style="list-style-type: none"> ・ 有形文化財の取り扱いに関する方針 ・ 無形文化財の取り扱いに関する方針 ・ 民俗文化財の取り扱いに関する方針 ・ 記念物の取り扱いに関する方針 ・ 伝統的建造物の取り扱いに関する方針 ・ 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針 ・ 文化的景観、文化財の保存技術 (3) 周辺環境の保存を行うための施設に関する方針 (99 頁) <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財の保存を行うための施設に関する方針 ・ 住民、NPO 法人等各種団体の状況及び体制整備の方針 (4) 文化財の防犯・防災に関する方針 (101 頁) <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災予防計画 ・ 応急対応計画 ・ 災害復旧計画 (5) 地域の文化財の保存活用の方針 (104 頁) <ul style="list-style-type: none"> ・ 「名古屋を代表する文化財」の保存活用方針 ・ 名古屋の「身近なまちの文化財」の保存活用方針 <p>○愛知県文化財保存活用大綱</p> <p>・ 県内所在の文化財の現状と保存・活用に関する取組の指針を文化財の類型（分野）ごとに記載</p>

○第5章 文化財の保存・活用に関する措置

区 分	内 容
5-1、5-2、5-3 文化財の保存・活用に関する措置	文化財の保存・活用に関する方針を踏まえ、計画期間中に行う具体的な事業 ・文化財の指定・登録 ・文化財への支援（金銭的・技術的支援） ・文化財に関する情報発信、普及啓発 ・防災、防犯対策 ・国内外の観光客を受け入れるための体制の整備 など

(2) 悉皆調査について

ア 過去に悉皆調査等を実施し、名古屋市歴史文化基本構想に掲載した文化財

1 埋蔵文化財包蔵地「遺跡地区（遺跡分布図）」

港区を除いた 15 区 939 件（欠番 1） 平成 28 年 12 月末現在

2 名古屋市内の主な民俗行事一覧

行事数 84

※新編 名古屋市史から調査

3 名古屋市内指定文化財一覧

・国指定文化財	135 件	} 総数 364 件
・愛知県指定文化財	108 件	
・名古屋市指定文化財	121 件	
・国登録文化財		

4 文化財詳細リスト

・石造物類	762 件	} 総数 2,786 件
・山車	35 件	
・神楽屋形	73 件	
・寺院	1,029 件	
・神社	553 件	
・屋根神	261 件	
・構造物	73 件	

※81 冊の文献等から調査

5 建造物リスト

・建造物 847 件

※7 冊の文献等から調査

イ 名古屋市文化財保存活用地域計画策定にあたり悉皆調査等を実施する文化財（案）

1 悉皆調査等

(1) 新たに調査する文化財

- ・対象となる文化財
美術工芸品
- ・調査方法
文献から調査を実施する。

(2) 追加で調査する文化財

- ・対象となる文化財
過去に悉皆調査等を実施し、名古屋市歴史文化基本構想に掲載した文化財
- ・調査方法
原則、名古屋市歴史文化基本構想策定時以降に発行された文献を対象に調査を実施する。

(3) 地域が把握している文化財

- ・対象となる文化財
全ての文化財
- ・調査方法
区役所等が把握している文化財を提案していただく。

(4) 検討事項

博物館や大学等が所蔵している文化財をリストに掲載するか。例えば、名古屋市博物館は、約 27 万点の文化財を保有している。全てを掲載することは物理的に難しいため、掲載するなら基準（線引き）が必要。

市内の博物館登録・相当施設・類似施設 43 館

(5) その他

名古屋市文化財保存活用地域計画策定後も継続的に調査を実施する。

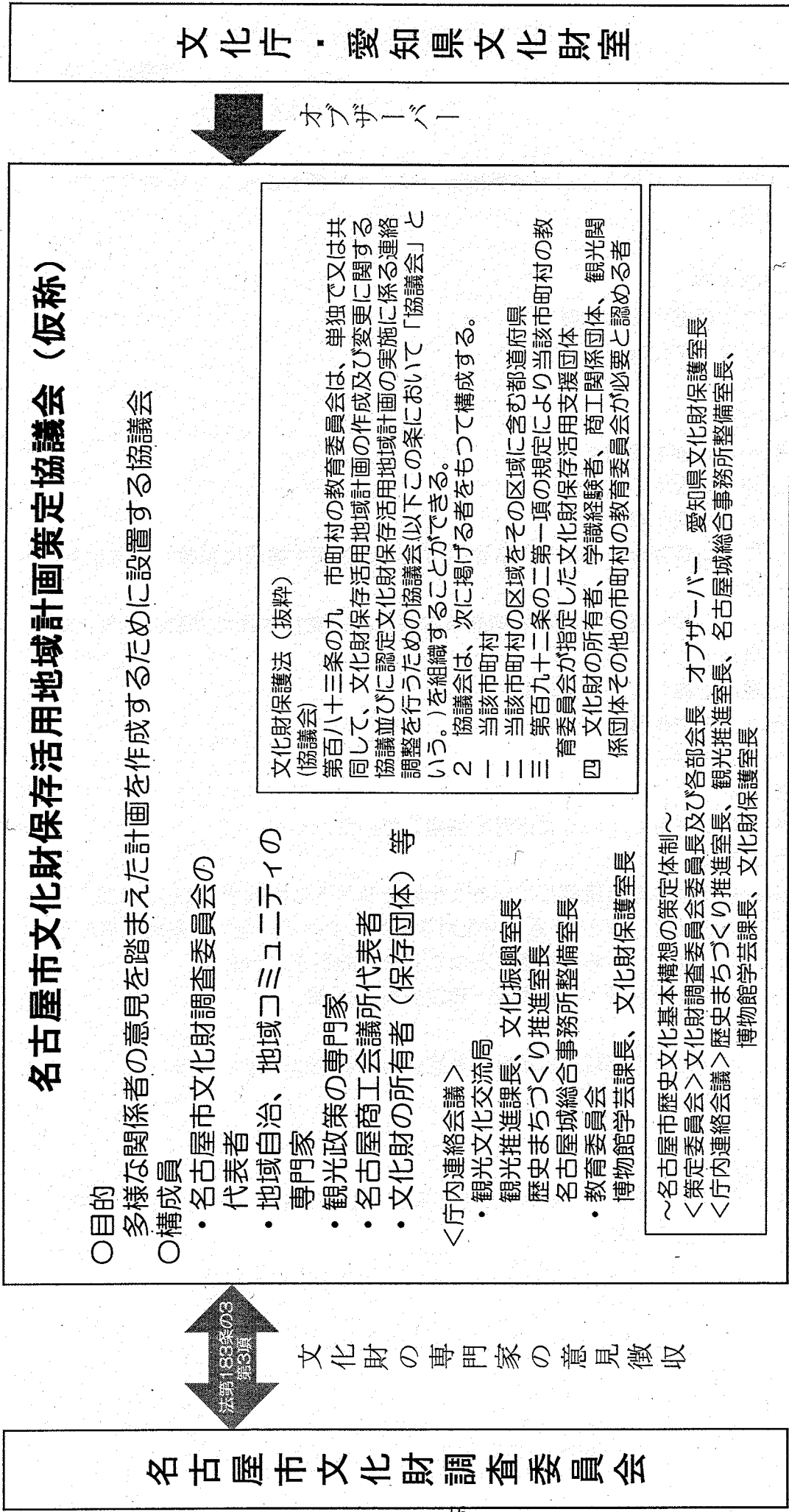
※指針 8 頁

2 調査内容

名称、所有者、所在地、年代、指定の有無、参考文献、その他（形状、祭礼行事の場合は日付等）

(3) 名古屋市文化財保存活用地域計画策定体制 (案)

資料3



名古屋市文化財保存活用地域計画策定協議会 (仮称)

○目的
多様な関係者の意見を踏まえた計画を作成するために設置する協議会

- 構成員
- ・名古屋市文化財調査委員会の代表者
 - ・地域自治、地域コミュニティの専門家
 - ・観光政策の専門家
 - ・名古屋商工会議所代表者
 - ・文化財の所有者 (保存団体) 等

<庁内連絡会議>

- ・観光文化交流局 観光推進課長、文化振興室長
- 歴史まちづくり推進室長
- 名古屋城総合事務所整備室長
- ・教育委員会 博物館学芸課長、文化財保護室長

~名古屋市歴史文化基本構想の策定体制~
 <策定委員会>文化財調査委員会委員長及び各部長 愛知県文化財保護室長
 <庁内連絡会議>歴史まちづくり推進室長、観光推進室長、名古屋城総合事務所整備室長、博物館学芸課長、文化財保護室長

文化財保護法 (抜粋)
 (協議会)
 第八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。
 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 一 当該市町村
 二 当該市町村の区域をその区域を含む都道府県
 第九十二条の二 第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体
 四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

事務局 (教育委員会文化財保護室)

関係長・主査 (文化財活用推進)・主事・学芸員 (考古)・学芸員 (民俗)・学芸員

名古屋市博物館の協力

(1) 令和2年度の国指定史跡等の現状変更にかかる文化財調査委員会の指導について

日にち	担当委員	史跡等の名称	現状変更の件名	現状変更の内容	指導内容
8月4日	井上委員	名勝 名古屋城 二之丸庭園	①余芳仮設小屋の設置 ②発掘調査・修復整備	①余芳の移築再建に向けた部材の調査等を行う仮設作業小屋の設置 ②遺構の現状を確認するための発掘調査、庭園の修復整備	<ul style="list-style-type: none"> 申請書の内容について、詳細な説明を記載するよう意見をいただいた。 副申請書の文章表現について意見をいただいた。
9月16日	井上委員	特別史跡 名古屋城跡	本丸内堀発掘調査	本丸内堀の地中レーダー探査において強い反応を示した箇所の発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> 申請書の内容について、詳細な説明を記載するよう意見をいただいた。 申請書内の文章表現について意見をいただいたとともに、語句の統一について指摘をいただいた。
10月20日	井上委員	特別史跡 名古屋城跡	御深井丸等の発掘調査	現天守閣解体に伴う仮設構台の設置が計画されている範囲の遺構の状況を確保するための発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> 副申請書の文章表現について意見をいただいた。
11月17日	井上委員	特別史跡 名古屋城跡	西之丸き損地点の修復	き損した六番御蔵の石列の修復	<ul style="list-style-type: none"> 申請書、副申請書(以下、申請書等)内の語句の統一について指摘をいただいた。 第34回特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議で承認された「特別史跡名古屋城跡 西之丸き損地点の調査と修復」に基づき現状変更を行うことを申請書等に明記するよう意見をいただいた。
12月14日	井上委員	特別史跡 名古屋城跡	西之丸展示収蔵施設 外構整備	展示収蔵施設の供用を開始し、展示・収蔵機能を発揮するために必要となる箇所の外構整備	<ul style="list-style-type: none"> 意見なし。

(2) 令和2年度文化財保護室事業報告

第1 文化財保護事業等

1 文化財保護事業補助

(1) 趣旨

文化財の保存管理は所有者が行うことが原則であるが、その経済的負担は過大である。文化財は公共的性格をもつことから、その保存・修理等に対して助成を行っている。

* 根拠法令等：名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例
名古屋市文化財保存修理費等補助金交付要綱

(2) 補助対象事業

文化財の管理・修理・復旧・公開・後継者育成、その他保存・活用に必要な事業

(3) 指定文化財修理補助

文化財の管理・修理・後継者育成等に要する経費の一部を補助

<令和2年度実績(見込)>

市指定文化財修理等：84,768千円

笠覆寺本堂修理はじめ34件

(4) 補助率

①市指定文化財

補助対象経費の70/100以内

②未指定であるが特に教育委員会が必要と認める文化財

補助対象経費の40/100以内

③防災設備等

補助対象経費の90/100以内

④文化財本体以外の修理

補助対象経費の35/100以内

⑤個人所有建造物の自動火災報知設備保守点検

補助対象経費の50/100以内

※平成22年度に国・県指定文化財に対する本市からの補助金を廃止

※平成26年度から、国庫補助も活用し補助を実施(実行委員会)

<令和2年度実績(見込)>

市指定無形民俗補助等：6,907千円

福祿寿車幣振り人形修理はじめ16団体

2 文化財調査委員会

(1) 委員会の職務権限

- ①市指定文化財の指定、解除等について意見を述べる。
- ②文化財の保存・活用に関する専門的事項を調査、審議する。
 - * 根拠法令等：名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例

(2) 構成

- ①定員 20 名以内（現在 17 名）、任期 2 年（令和 2 年 4 月に改選）
- ②委員による専門部会を構成
 - a 建造物・町並み b 美術・工芸 c 文書・典籍 d 無形・民俗 e 考古・埋蔵
 - f 史跡・名勝・天然記念物

(3) 令和 2 年度の委員会開催について

- ・総会 2 回（R2. 8. 4、R3. 3. 24）
- ・小委員会（文化財登録制度） 3 回（R2. 10. 12、R2. 12. 14、R3. 2. 24）
- ・部会
 - 建造物・町並み部会関係 4 回
 - R2. 7. 16 笠覆寺本堂の保存修理に対する指導
 - R2. 10. 29 笠覆寺本堂の保存修理に対する指導
 - R3. 2. 10 丹羽家住宅・松重閘門の活用に対する指導
 - R3. 2. 25 笠覆寺本堂の保存修理に対する指導
 - 史跡・名勝・天然記念物部会関係 5 回
 - R2. 8. 4、R2. 9. 16、R2. 10. 20、R2. 11. 17、R2. 12. 14
 - 名古屋城跡の現状変更にかかる指導
 - 美術・工芸部会関係 1 回
 - R2. 11. 9 性高院絹本著色松平忠吉像附厨子の保存修理に対する指導
 - 考古・埋蔵部会関係 2 回
 - R3. 2. 19 桜神明社古墳の現地調査
 - R3. 3. 24 桜神明社古墳に対する指導

3 文化財保護事業等

(1) 史跡名勝標札の設置・管理

- ①設置の目的
 - 史跡・名勝などの所在地にその由緒などを案内する標札を設置し、普及を図るもの。
- ②設置本数（R3. 3 末まで）
 - 309 本（内 一時撤去中 3 本）
- ③令和 2 年度の新設（3 本）
 - ・稲葉地城跡（中村区） R3. 3 設置
 - ・中濱家住宅（緑区） R3. 3 設置
 - ・棚橋家住宅（緑区） R3. 3 設置

(2) 印刷物等の刊行

文化財や郷土の歴史等について紹介し、その理解を深めるための資料とし、文化財を記録保存するために文化財叢書・文化財調査報告書等を刊行した。

<令和2年度実績>

- ・埋蔵文化財調査報告書 88 H-G-8 号窯
- ・埋蔵文化財調査報告書 89 松ヶ洞 18 号墳
- ・埋蔵文化財調査報告書 90 古渡城跡
- ・埋蔵文化財調査報告書 91 大曲輪遺跡（試掘調査）
- ・見晴台遺跡発掘調査報告書（第 49・50・51 次）
- ・熱田-B 遺跡（第 2 次）発掘調査報告書

(3) 山車行事の総合調査

平成 30 年度より名古屋南部東海道周辺の山車行事調査事業を開始した。検討会議を開催するとともに、祭礼調査を実施し、令和 3 年度の報告書刊行に向けて原稿執筆作業をすすめた。

（「有松祭り」「鳴海表方祭礼」「鳴海裏方祭礼」を調査、その他「大高祭り」「桶狭間神明社祭」「本地星宮祭り」「七所神社祭礼」「富部神社祭礼」等の基本情報を収集。）

※新型コロナウイルス感染症の影響により調査期間を 1 年間延長した。

(4) 文化財パトロール員の運営

①目的

教育委員会が依頼した文化財パトロール員が、市内文化財の保存管理状況（文化財の状態、環境、標札など）を定期的に巡視し、文化財保護室に状況報告を行った。報告を受けた文化財保護室は適切な保護対策を講じた。

②人数（令和 2 年度）

17 名（千種区 1 名、東区 1 名、北区 1 名、西区 1 名、中村区 1 名、中区 3 名、昭和区 1 名、瑞穂区 1 名、熱田区 1 名、中川・港区 1 名、南区 1 名、守山区 1 名、緑区 2 名、名東・天白区 1 名）

(5) 史跡等の管理

教育委員会所管の史跡等の管理

①史跡周辺住民等に管理を委託

千鳥塚（市指定）、丸根砦跡（国指定）、今川義元戦評の松

②除草等

大塚・赤塚古墳（2 回）、鉾ノ木貝塚（1 回）、大高城跡（1 回）、丸根砦跡（2 回）、宮の渡し分室敷地内（1 回）

(6) 史跡等の整備・活用

史跡整備を目的とした各種調査及び公開活用事業を行った。

①有識者指導

- ・大高城跡（1 回）R3. 3. 17

②レーダー探査

- ・大高城跡

③シンポジウム

- ・大高城跡 R3.2.6
- ・大曲輪貝塚 R3.3.7

(7) 史跡散策路事業

地域における文化財の活用とともに、文化財保護意識の普及を図り、ゆとりと潤いのあるまちづくりに資するため、昭和56年度から昭和63年度にかけて史跡等（全体の総数846）を連絡させた散策路を設定した。市民の自由利用のほか、各区でウォーキングイベント等を実施し、地域の史跡等文化財を紹介している。

①コース数

80コース（1区あたり3～6コース）

全延長は382.5キロメートル（名古屋城コースは自由散策につき除く）

②整備内容

コース起点（地下鉄駅周辺などに設定）にイラストでコース全体とそこにある史跡を紹介する説明板を、コース途中には誘導標識を設置し利便を図っている。

③史跡散策路案内パンフレット

利用者が、散策を楽しめるよう案内用パンフレットを各区役所にて作成。平成21年度より、名古屋市ホームページに史跡散策路PDFファイルを掲載している。

④標識等の管理

各区役所にて修繕・管理等を行い、区役所からの申し出に応じ、修繕経費を文化財保護室予算にて執行した。

<令和2年度実績（R3.2末まで）>

実施区（東・中村・昭和・瑞穂・熱田・港・南・緑・名東）

支柱の取替・補強、案内板・誘導板の補修（表示内容の修正や損傷した板の取替）、標識の移設等を実施した。

(8) 後援名義

市民一般の芸術・文化の振興を図る目的を持って行われる公共性の高い事業に対し、「名古屋市教育委員会後援」名義の使用を承認することにより、市民の文化・芸術活動を支援した。

<令和2年度実績（R3.2末まで）>

214件

(9) 歴史文化基本構想

平成29年3月に市内各地域にある様々な文化財を指定の有無や類型の違いに関わらず、地域の文化財の保存活用の方針についてまとめた、名古屋市歴史文化基本構想を策定した。

また、歴史文化基本構想を策定した自治体を対象とした文化庁の補助を活用するため、「なごや歴史文化活用協議会」を立ち上げ、この構想を実現するための事業を実施している。

令和2年度は補助金の総括評価期間（補助対象外期間）のため、スマートフォンアプリ「な

「ごや歴史探検」の保守など必要最小限の事業を実施した。

- ・生涯学習センター講座 瑞穂区、天白区（後期2講座）※前期2講座は中止

第2 遺跡の発掘調査

1 業務の概要

民間事業、区画整理事業、公共事業等の実施にともない破壊が避けられない遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）について、工事着手前に発掘調査等を実施する。また市内における国指定史跡等について、今後の保護を万全にするための範囲確認発掘調査を実施する。

2 発掘調査の流れ

(1) 届出・通知

<民間事業>

開発事業者と市教委の協議（→試掘）→発掘の届出

→市教委の指示（発掘調査、工事立会、慎重工事など）

* 根拠法令：文化財保護法第93条第1項

<公共工事>

開発事業者より県教委あて事業計画通知

→県教委の指示（発掘調査、工事立会、慎重工事など）

* 根拠法令：文化財保護法第94条第1項

<史跡等範囲確認>

史跡現状変更許可を得て発掘

* 根拠法令：文化財保護法第125条第1項など

(2) 発掘調査の実施

①開発事業等にかかる発掘調査については、開発原因者からの要請により市教委が調査を実施するほか、本市職員である学芸員が指導監督にあたる民間調査会社での調査も可能。

②国庫補助事業として実施する史跡等の範囲確認の発掘調査は、市教委が実施し、本市職員である学芸員が担当する。

(3) 調査の経費負担

①開発事業等については、文化財保護法の趣旨から原則として開発業者の負担となる。ただし、個人住宅等の建設については、市教委が調査実施する場合、国庫補助を受けて市教委が実施し、事業者の負担はない。

②市の公共工事については、発掘にかかる予算は事業所管局が負担

③国庫補助事業として実施する史跡等範囲確認については、市教委の予算を執行して実施する。

3 令和2年度発掘実績

<公共事業に伴う発掘調査>

- ・古渡城跡
- ・正木町遺跡
- ・歴史の里地区の発掘調査（【第3.「歴史の里」の整備】に再掲）

<民間開発事業に伴う発掘調査>

- ・高蔵遺跡
- ・春日野町遺跡
- ・正木町遺跡

4 報告書作成等整理作業

令和2年度は「H-G-8号窯」、「松ヶ洞18号墳」、「見晴台遺跡」、「熱田-B遺跡」、「大曲輪遺跡」、「古渡城跡」の報告書の作成を行った。

5 試掘調査・立会・その他

(1) 試掘調査・立会

周知の埋蔵文化財包蔵地での開発調査行為に対して、埋蔵文化財の保護上必要な遺跡の範囲、遺跡状況等を確認し、発掘調査の要否を検討する判断材料として数箇所を掘削する試掘調査及び埋蔵文化財への影響が軽微な工事の立会を実施した。

<令和2年度実績>

桜台高校遺跡始め27件の試掘調査を実施した。また、立会通知は笠寺観音遺跡始め137件を通知した。(令和3年2月末現在)

(2) その他 監督業務等

<令和2年度実績>

白川公園遺跡始め4件を実施した。

6 活用

(1) 長期貸出

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

・名古屋市博物館	大曲輪遺跡出土品など	計184点
・瀬戸蔵ミュージアム	御影町窯跡群出土品など	計3点
・名古屋市立片平小学校	清水寺遺跡出土品など	計10点
・名古屋市立旗屋小学校	高蔵遺跡出土品	計43点
・名古屋市高蔵保育園	高蔵遺跡出土品	計8点
・西環境事業所	堀越町遺跡出土品	計6点
・水の歴史資料館	幅下小学校出土品など	計31点
・岩手県宮古市	須恵器など	計21点

(令和2年7月1日～令和3年6月30日)

・ミライエレクトハウス名古屋	富士見町遺跡出土弥生土器	計1点
----------------	--------------	-----

(令和2年10月26日～令和3年3月31日)

・名古屋市立大学 八高古墳出土品など 計5点

(2) 短期貸出

大府市歴史民俗資料館 鳴海廃寺出土品など 7件

(3) 写真の掲載

瀬戸市文化振興財団 磁器生産の成立と展開 展示及び図録始め 11件

(4) 資料調査

個人等 4件

第3 「歴史の里」の整備

1 趣旨

昭和56年、名古屋市文化財調査委員会から、守山区上志段味地区に残る古墳群を整備・保存する旨の提言をうけ、同地区の貴重な古墳群と周りの豊かな自然環境を将来にわたって守り伝えていくために整備したもの。

(位置) 守山区上志段味 大塚・大久手古墳群地区、白鳥塚古墳地区及び東谷山白鳥古墳地区

(面積) 約72,750㎡

(大塚・大久手古墳群地区60,453㎡、白鳥塚古墳地区11,176㎡、東谷山白鳥古墳地区1,121㎡)

2 「歴史の里」計画及び整備の進捗状況

- ・昭和56年度 名古屋市文化財調査委員会が河岸段丘地形と古墳群の保存、整備を提言
- ・昭和63年度 名古屋市新基本計画に「歴史の里」の整備を登載
- ・平成17年度 「歴史の里」事業予定地内の埋蔵文化財発掘調査を開始
- ・平成20年度 「歴史の里」基本構想を策定
- ・平成22年度 埋蔵文化財発掘調査報告書(志段味古墳群)を作成
- ・平成25年度 「歴史の里」基本計画を策定
埋蔵文化財発掘調査報告書(志段味古墳群Ⅱ)を作成
- ・平成26年度 緑地・古墳の実施設計、ガイダンス施設等調査・保存管理計画の策定
- ・平成27年度 緑地・古墳の整備
- ・平成28年度 部分供用開始
- ・平成29年度 ガイダンス施設の設計・建設
- ・平成30年度 ガイダンス施設「体感!しだみ古墳群ミュージアム」の完成
- ・平成31年度 「歴史の里しだみ古墳群」供用開始

3 埋蔵文化財発掘調査

守山区の上志段味地区に残る古墳群や自然資源を活用し、古墳時代などの歴史学習と自然体験ができる体験型の施設として「歴史の里」整備のため、計画地内の埋蔵文化財の基礎データを得る確認調査を平成17年度より行っている。

<令和2年度発掘調査実績>

- ・西大久手古墳 時期：令和2年9月14日～12月7日
調査面積：約190㎡
- ・東谷山27号墳 時期：令和3年3月8日～3月19日
調査面積：約13㎡

<令和2年度地形測量調査実績>

- ・白鳥5号墳 時期：令和2年7月20日～11月20日
調査面積：約3,100㎡

4 ガイダンス施設の概要

「体感！しだみ古墳群ミュージアム（愛称：SHIDAMU（しだみゅー）」は、公の施設として平成31年4月供用を開始した。

「しだみゅー」には、志段味古墳群の出土品等を展示する展示室、古代を体感できるプログラムや講座・講演会を行う体験活動室、レストランなどがあり、歴史を身近に感じた体験・学習を通して幅広い世代が古代を体感し、楽しむことができる施設である。

(1) 令和2年度来館者数

73,780人（R3.2月末現在、臨時休館：4月1日～6月1日）

(2) 季節の主なイベントの参加人数

9,071人（R3.2月末現在）

(3) 企画展示・ミニ展示

○企画展示

- ・熱田台地の三大古墳～断夫山古墳・大須二子山古墳・白鳥古墳～（3月24日～6月14日）
- ・三河・外山3号墳の埴輪たち（6月23日～9月13日）
- ・古墳時代の朝日遺跡（9月24日～12月13日）
- ・庄内川流域の古墳群 笹ヶ根古墳群（12月22日～3月14日）

○ミニ展示

- ・八高・高田古墳（6月16日～6月21日）
- ・小幡長塚古墳（9月15日～9月22日）
- ・津賀田古墳（12月15日～12月20日）
- ・志段味古墳群前史（3月16日～3月21日）

5 普及啓発事業

<令和2年度実施事業>

小学生等を対象とした啓発事業として、名古屋土曜学習プログラム中止に伴い実施した「お家で土曜学習」に、勾玉づくり体験などの映像を提供した。

6 日本遺産

有松は、日本らしさあふれる伝統の有松・鳴海絞や藍染を中心とした文化と東海道の古い町並が残っており、それらを感じながら絞り染め体験もできる魅力的なストーリーが評価され、令和

元年度に日本遺産に認定されました。

また、日本遺産に認定された地域を対象とした文化庁の補助金を活用するため、「有松日本遺産推進協議会」を立ち上げ、地域活性化を図るための事業の実施した。

(タイトル) 江戸時代の情緒に触れる絞りの産地～藍染が風にゆれる町 有松～

<令和2年度実施事業>

- ・ガイドボランティアへの現地指導などの人材育成事業
- ・シンポジウム、ワークショップ等の開催など普及啓発事業
- ・有松の歴史、文化財の資料収集、報告書の作成などの調査研究事業
- ・冊子等の作成や構成文化財の翻訳及びスマートフォンアプリと連動したマップの作成などの情報コンテンツ事業
- ・ガイダンス施設の新設整備に向けた構想の検討など活用環境整備事業

(注) 1 人材育成事業、普及啓発事業及び調査研究事業は、地元住民が主に実施している事業

2 下線部が、文化財保護室が主に実施している事業

第4 見晴台考古資料館の運営

1 沿革

弥生時代後期から古墳時代にかけての集落跡を中心とする「見晴台遺跡」に関する資料の収集・保管、調査研究、展示等による教育普及活動を行う施設として昭和54年10月11日に開館。

2 主要事業（令和2年度）

(1) 展示

展示テーマ	期間	内容
常設展 「見晴台遺跡展～見晴台に暮らした人々～」 「見晴台の守り展」	通年	弥生時代を中心に旧石器時代から太平洋戦争に至るまでの見晴台遺跡の代表的な出土品と第57次調査の成果を紹介。
地域連携「桜田中学校美術展」	R3. 1. 10 ～ R3. 2. 11	地元中学校である、名古屋市立桜田中学校の生徒の作品を展示した。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため令和2年3月2日～6月1日まで休館した。

(2) 市民発掘

見晴台遺跡の発掘調査については本年度実施せず。

① (参考) 29年度市民発掘 (第57次見晴台遺跡発掘調査)

期間：8月4日～9月24日 (市民参加期間)

参加者：105人（うち中学生 18人）、延べ人数 550人

② 市民発掘室内編

内容：発掘参加者を対象とした、より専門的な考古学調査の実際を学ぶ講座

参加人数：延べ 33人（令和2年4月～令和3年2月実績）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため9月まで中止し、10月から再開。

(3) 映画会

毎月第3土曜日に、歴史等に関連したDVDを上映。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため9月まで中止し、10月から再開。

(4) 社会見学

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため団体受入れを中止している。

(5) 地域連携事業

・桜田中学校美術展（再掲）

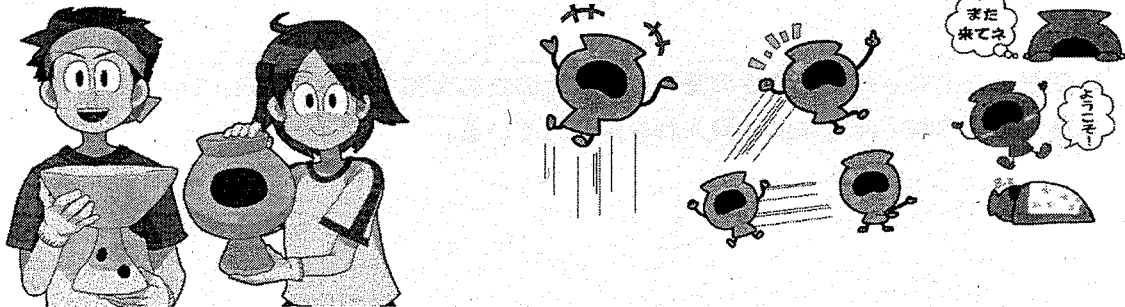
(6) イメージキャラクターの活用について

下に示したイメージキャラクターを活用して、来館者の方々に、館内施設の利用の仕方を分かりやすく案内したり、子どもたちに関心をもってもらうように、展示内容を紹介したりした。

ダイ

ミハル

まるどん



見晴台遺跡から第1回発掘調査で発掘され、現在も展示されている珍しい形をした「円窓付土器（まるまどつきどき）」を「まるどん」と名付け、多くの場で活用してきた。ユーモアあふれるキャラクター性は、来館する子どもたちの「円窓付土器」への関心や親しみにつながった。

また、パネルを使って見晴台考古資料館の魅力紹介として、現在資料館で展示されている様々な形の弥生土器や特色ある出土品を、キャラクター同士で掛け合いをする4コマ漫画で面白く紹介している。

このようにイメージキャラクターを活用することで、見晴台考古資料館に少しでも関心をもってもらうようにした。

(7) その他

住居跡観察舎（※）の管理運営。

※住居跡観察舎

夏の発掘調査が終了すると埋め戻してしまい、通常は遺跡の状況を見ることができないことから、当時の農政緑地局が設置した公園施設（鉄骨造平屋建て、床面積 325.60㎡。昭和63年6月公開）。資料館との協議により、昭和61年の第25次発掘調査を住居跡が見つかる場所に設定し、その遺構の状況を強化プラスチックで復元し、1棟の竪穴住居を復元した。遺構の状況が観察でき、かつ住居がその場で復元されている施設としては全国初であった。

資料館では、緑政土木局との協定により、鍵の開閉・展示・機械警備等を教育の予算で実施している。

3 入館者数について

	開館 日数	入館者数			1日 平均	団体	
		高校生以上	中学生以下	計		団体数	人員
年度	日	人	人	人	人		人
30年度	294	21,693	5,638	27,331	93	66	5,552
元年度	274	16,293	7,565	23,858	87	71	4,168
2年度 (令和3 年2月ま で)	222	8,412	2,229	10,641	48	0	0

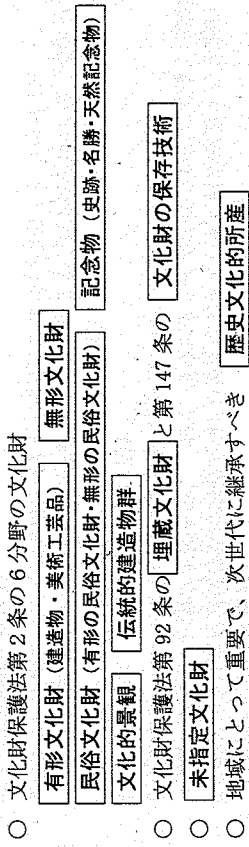
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため令和2年3月2日～6月1日まで休館した。令和2年度は団体受入れを中止している。

愛知県文化財保存活用大綱（概要版）

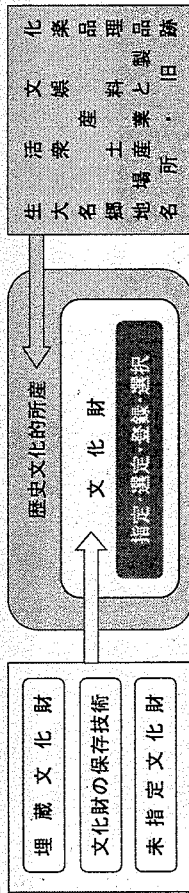
1 大綱策定の背景と目的

- 【背景】
- 過疎化、少子高齢化等の社会状況の変化の中で、文化財の滅失・散逸の防止が必要
 - 文化財をまわつくりにつくりこむ必要
 - 2018年の文化財保護法改正で、都道府県による「文化財保存活用大綱」の策定が可能に
- 【目的】
- 本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、県・市町村等が各種の取組を進めていく上での共通の基盤を提示するもの

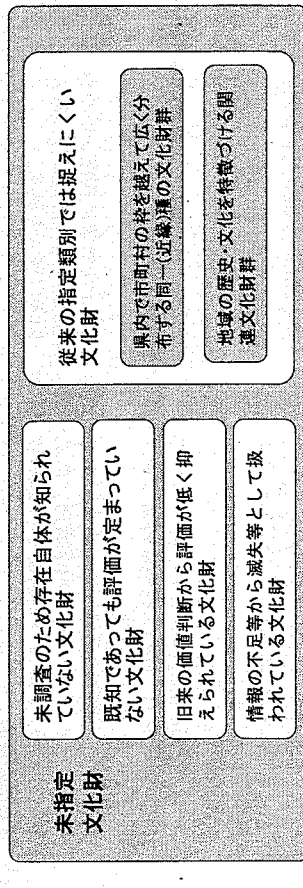
2 大綱が対象とする文化財



【大綱が対象とする文化財のイメージ】



【未指定文化財の位置づけ】



3 大綱の位置付け

- 文化財保護法に規定する、本県の「文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱」（第183条の2）

4 大綱の主な内容

文化財の保存・活用に關する基本的な方針

- 県内所在の文化財の現状と保存・活用に關する取組の指針
 - ・ 文化財の類型（有形文化財・無形文化財・民俗文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群、文化財の保存技術、埋蔵文化財）ごとに、現状の課題と今後の対応方針を示し、それぞれ文化財の種類・性質に応じた保存・活用を図る。
- 未指定文化財等の保存と活用
 - 【未指定文化財の保護措置の拡大】
 - ・ 未指定文化財を幅広く把握し、保護するために、文化財を取り巻く周辺環境も含めて保存・活用する方策を検討する。
 - ・ 本県の歴史・文化を理解するため、県内で市町村の枠を越えて広く分布する同一（近縁）種の文化財群や、地域の歴史・文化を特徴づける関連文化財群というまとまりで保護する枠組を検討する。
 - 【その他の歴史文化的所産】
 - ・ その他の歴史文化的所産〔生活文化、大衆娯楽、名産品、郷土料理、地場産業と製品、名所・旧跡〕についても、我々の生活の「豊かさ」の一部を構成しているものであるため、将来に向けて保存・活用を図る。

文化財の保存・活用を図るために県が講ずる措置

- 文化財の調査と指定
 - 【文化財の調査活動】
 - ・ これまで、県や市町村、研究機関、博物館等が実施してきた文化財調査の成果を地域ごとに東ね、必要な分野を補充し、未指定を含む総合的な文化財リストとして取りまとめ、保存・活用に向け、日常管理や防火・防犯、大規模災害に備える基本情報とする。
- 文化財の修理、整備等への支援
 - 【個別の文化財への支援】
 - ・ 地方公共団体以外の所有者等が行う国・県指定文化財の保存修理事業に対して補助金を交付するとともに、学識者による指導、監修を行い、適切な修理が行われることを支援する。
- 文化財の所有者等への支援
 - 【保存活用計画策定への支援】
 - ・ 所有者等が国・県指定文化財の「保存活用計画」を策定する際、補助金制度の活用や類似する先行事例についての情報提供、学識者・関係者等で構成される保存活用計画検討委員会への職員派遣等により支援する。
 - 【日常管理への支援】
 - ・ 文化財の日常管理について、文化財保護指導委員による巡視活動や所有者への助言などの体制の整備を図るため、専門知識向上のための研修を行うとともに、市町村が設置する文化財保護指導委員と連携を図る。
 - ・ 所有者の高齢化などにより、日常的な管理が難しい場合に「管理責任者」の選任について助言を行う。
- 助成制度等の活用
 - ・ 国及び県の文化財保存修理事業に対する助成制度の活用を促すとともに、保護部局以外の文化財に対する助成制度、民間団体等の助成、着附金、クラウドファンディング、貸付等の制度について、所有者への情報提供を図る。

【後継者育成のための支援】

- ・無形文化財の保持者や無形の民俗文化財の保存団体による伝承活動を支援するため、保持者及び無形の民俗文化財においては、保存団体または市町村による保存活用計画の作成に対する指導・助言を行うとともに、地元の小・中学校で保存団体が民俗芸能等を伝承する「伝統文化出張講座」を継続していく。

○ 人材の確保と育成

- 【文化財担当専門職員の確保】
- ・大学、博物館等に協力を求め、市町村の文化財担当職員を対象として、各種文化財分野における基礎的な知識・技能の習得を目的とする研修会を実施する。

【関連分野からの人材確保】

- ・文化財の保存修理工を監理する人材を育成するため、建築士を対象に実施している「あいちヘリテージマネージャー養成講座」のように、他の関連分野の技術者等に対して、保存・活用に係るサポートを要請できる制度について、同様に導入を図る。

○ 重点的な取組

- ・あいちの文化の特色の一つである山車文化について、県内の山車まつり保存団体及び地元市町村が相互に交流・連携して山車まつりの保存・継承及び振興を図るとともに、その魅力を県内外へ広く発信することを支援する。
- ・2020年11月に開館する「あいち朝日遺跡ミュージアム」における貝殻山貝塚及び朝日遺跡出土品の保存・活用を図る。
- ・「断夫山古墳」保存・活用を目指した調査を行い、保存活用計画を策定する。

県内市町村への支援の方針

○ 各種の計画策定への支援

- 【文化財保存活用地域計画】
- ・市町村による「文化財保存活用地域計画」の策定にあたり、市町村が設置する協議会への県職員の派遣等、必要な支援を行う。また、策定にあたり域内の文化財の調査・把握等が必要なことから、その手法等について助言する。

【個別の文化財についての保存活用計画】

- ・市町村が所有者又は管理団体となる国・県指定文化財等の「保存活用計画」の策定について、指導・助言を行い支援する。所有者等が自ら策定する場合には、補助制度の適用や先行事例についての情報提供を行うなど、市町村と連携して支援する。

○ 修理・整備事業への支援

- ・市町村が事業主体となる文化財の修理や整備事業に際し、県文化財保護審議会委員等修理工の専門知識をもつ学識者による指導・助言を行うなど、必要な支援を行う。
- ・国指定及び登録文化財に関する事業について、文化庁との調整を行うとともに、文化庁及び文化庁以外の補助メニューに関する情報を収集し提供する。

防災、防災対策と緊急時の対応

○ 文化財の現状把握と文化財レスキュー台帳

- 【文化財の現状把握のための取組】
- ・文化財の現状把握のため、未指定文化財も含めた所在場所及び管理状況についての現状調査を行う。また、市町村文化財台帳や市町村が実施した文化財調査の結果を集約し、県内文化財の現状把握に努めるとともに、未指定を含めた文化財の総調査を推進する。

【文化財の巡視活動】

- ・文化財保護指導委員による通年の巡視活動を行うと共に、市町村に文化財保護指導委員が設置された場合には、巡視活動の一層の充実を図るため、両者の連携を図る。

【文化財レスキュー台帳の作成】

- ・文化財の現状調査の結果を反映して、既存の文化財防災台帳を発展させることにより、文化財の所在する地域ごとの文化財防災・救援業務の基本資料となる「文化財レスキュー台帳」の作成を進める。

○ 大規模災害への対応

【文化財ハザードマップの作成と事前の被災回避措置】

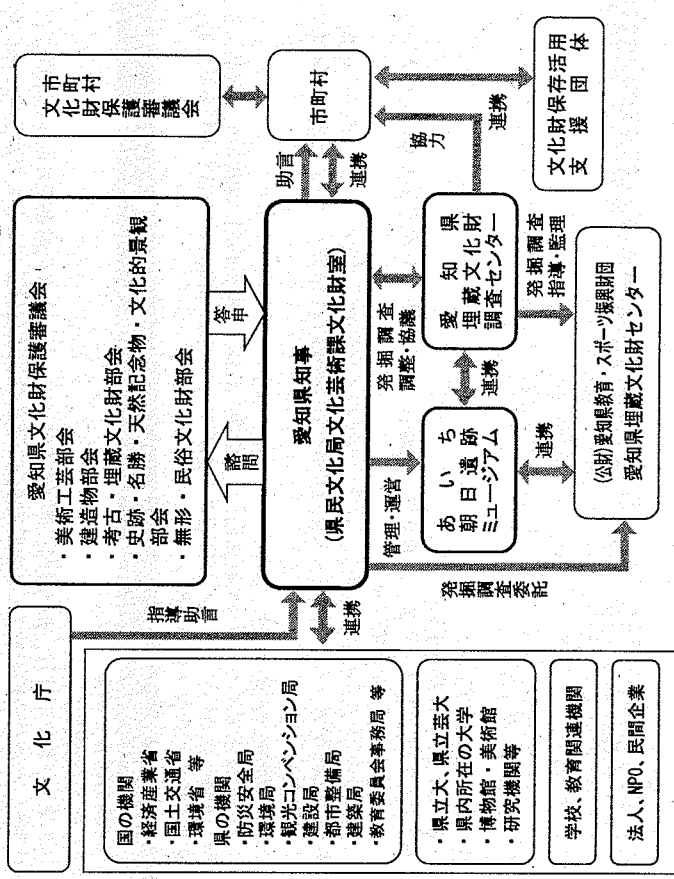
- ・各市町村において、災害別ハザードマップと文化財の所在地を重ね合わせた、「文化財ハザードマップ」の作成を推進する。

【文化財防災を目的としたネットワークの構築】

- ・大規模災害発生時に、行政機関だけでなく、博物館等の関連施設、大学をはじめとする研究機関やNPO等の関係団体が連携して活動できる体制として、文化財の防災を目的としたネットワークを整備する。
- ・文化庁と国立文化財機構が整備を進めている、文化財防災ネットワーク事業との連携を図る。

文化財の保存・活用の推進体制

【文化財の保存・活用体制の現状と他機関との連携】



地域総がかりでつくる

文化財保存活用 地域計画

—歴史文化で魅力ある地域へ—

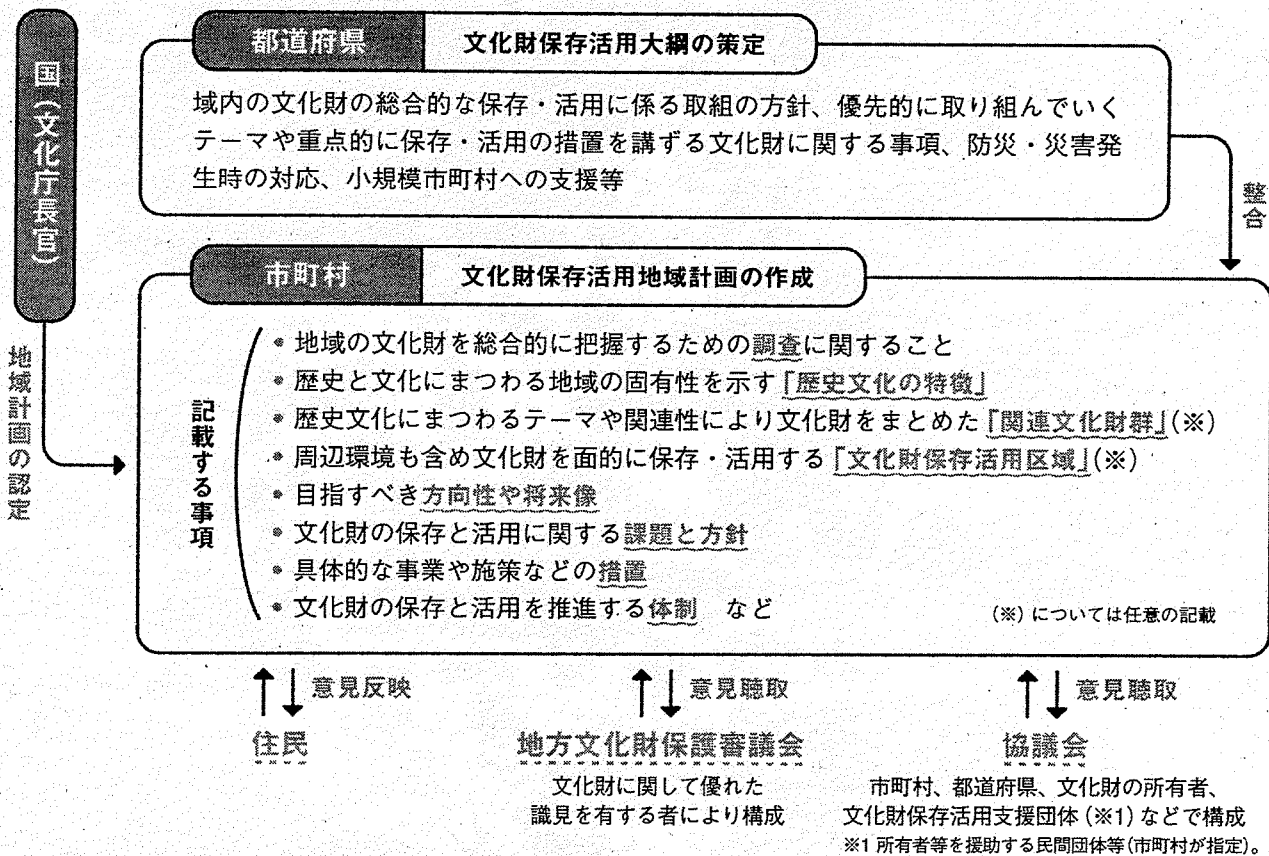
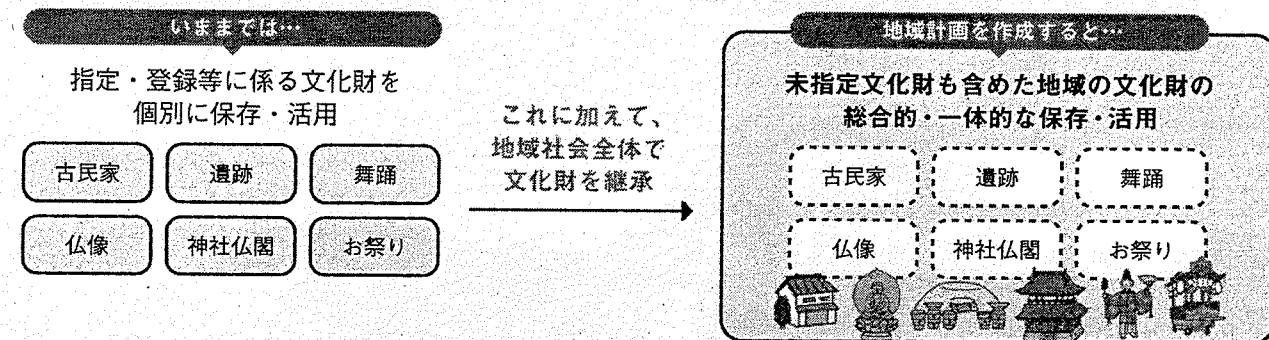


文化庁

01. 文化財保存活用地域計画とは？

文化財保存活用地域計画は、文化財保護法に位置付けられた市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画であり、市町村の総合計画の下に体系づけられるものです。地域の歴史や文化にまつわるコンテクストに沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴をいかした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげるものです。文化財保護行政の中・長期的な基本方針を定めるマスタープランと、短期的に実施する具体的な事業を記載するアクションプランとしての両方の役割を担います。

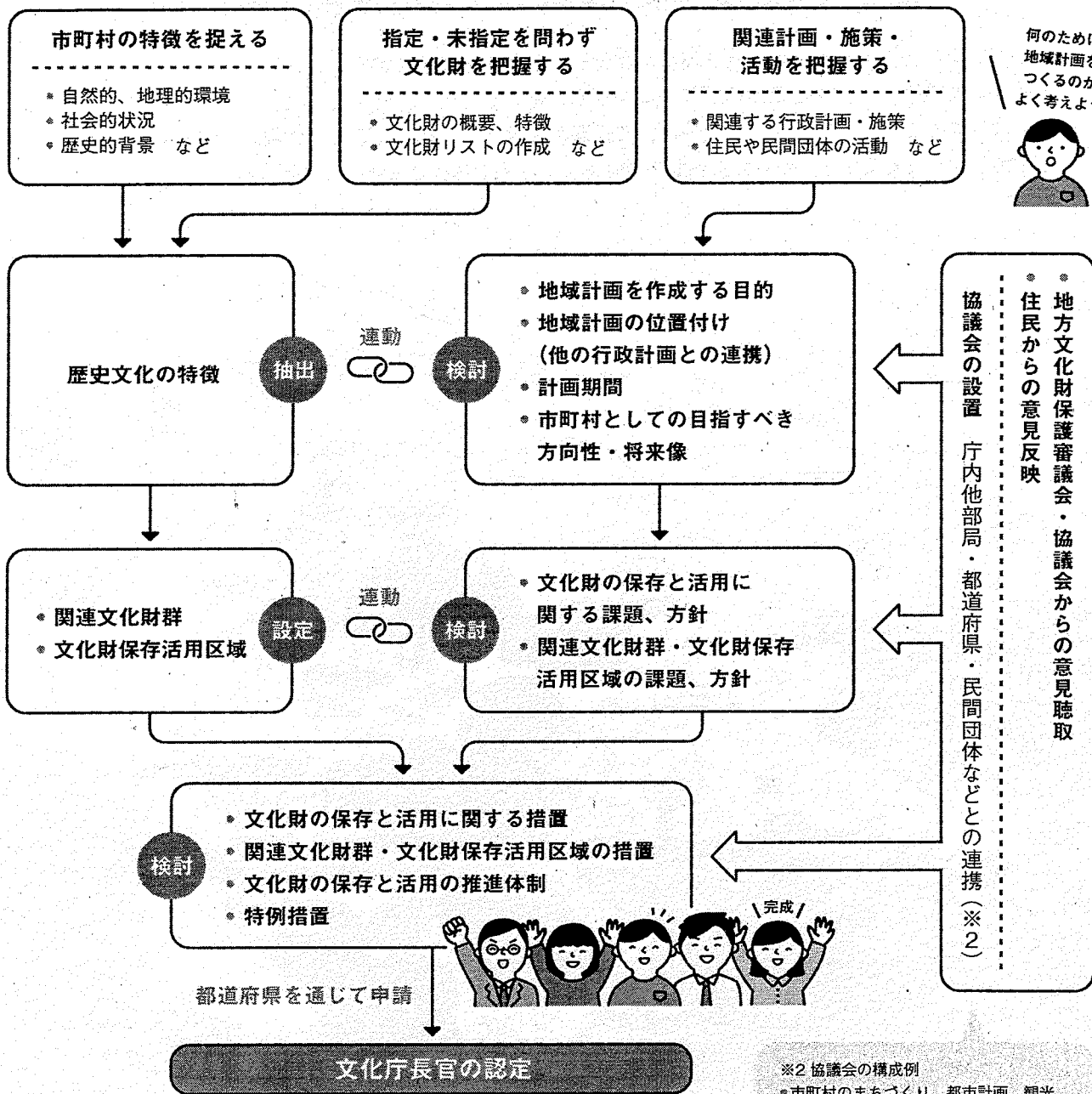
この計画を作成・実施することにより、住民・民間団体・文化財部局・庁内関係部局などが地域総がかりで文化財を守り、いかし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげていくことが期待されています。



認定市町村が感じた地域計画作成のメリット

- 文化財保護におけるビジョンの共有
 - 中・長期的な方針や具体的な事業の可視化による計画的な行政運営
 - 文化財保護行政への他部局・上層部の理解促進
 - 地域計画作成時の連携体制が事業計画の推進に寄与
 - 住民、関係団体、庁内各課、他地域などとの連携強化
 - 作成に伴う調査での文化財及び類型を超えた文化的遺産の把握
 - 関連文化財群の設定による地域住民の文化財への興味喚起と交流活性化
 - 補助率加算などの国庫補助事業における優遇
- 地域計画認定市町村へのアンケート(2020年10月)より

02. 文化財保存活用地域計画 作成の流れ



03. 認定の基準

文化庁長官による認定には次に掲げる要件を満たしていることが必要です。

- ① 文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること
- ② 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- ③ 文化財保存活用大綱が定められているときには、当該大綱に照らし適切なものであること

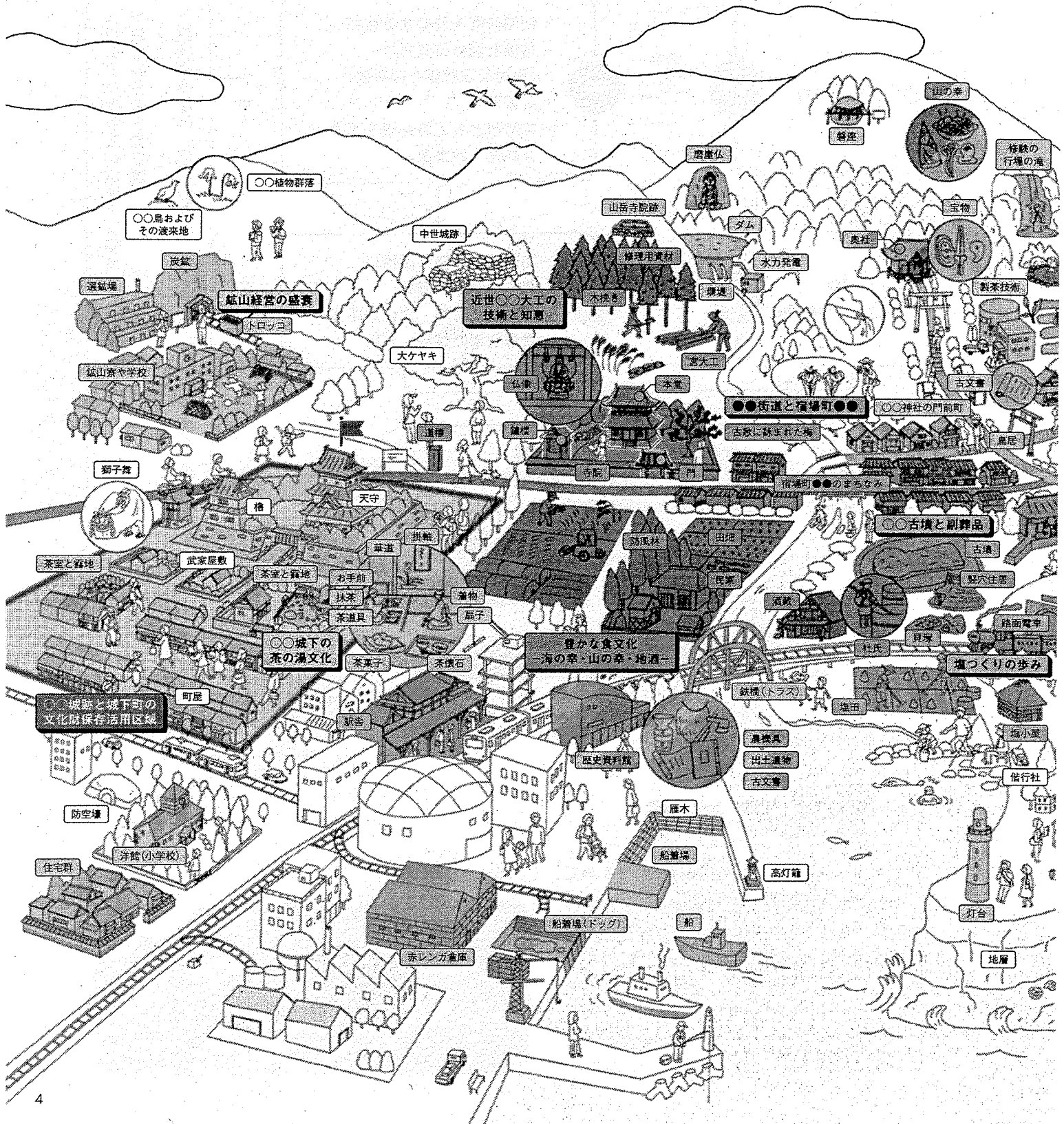
認定を受けた場合の特例措置

- 国の文化財登録原簿への登録の提案
- ホトムアップでの未指定文化財の保護の推進
- 町村への一部事務の権限移譲
- 認定町村における円滑な計画の実施

04. 文化財を総合的・一体的に把握する方法

—歴史文化、関連文化財群、文化財保存活用区域の考え方—

歴史文化の特徴に基づき関連文化財群や文化財保存活用区域を設定することによって、域内に散在している文化財を俯瞰した保存と活用のプランニングが可能になります。歴史的・文化的・地域的な関連性やテーマによりまとまりとして捉えた文化財群、文化財が集積しているエリアとその周辺環境を面的に捉えた区域を設定して、歴史文化をいかした文化財の総合的・一体的な保存と活用につなげましょう。



05. 文化財の総合的・一体的な保存と活用の取組

都道府県の文化財保存活用大綱や市町村の総合計画などを勘案し、歴史文化や地域の実状を踏まえた上で文化財保護行政としての将来像・方向性を掲げましょう。その実現には、文化財の保存と活用に関する課題を捉え、文化財を総合的・一体的に把握する方法も用いながら、住民や民間団体、関係部局などと連携をはかり、解決策となる中・長期的な方針をたてる必要があります。その上で、計画期間内に実施していく措置の具体的な内容を記載します。措置については、円滑かつ確実な実施のため主体やスケジュールの明示が求められます。また、措置数が多い場合、重点事業を設定するなど優先順位をつけることも有効です。

域内全体を対象に実施する措置

- 文化財保護指導委員制度の創設 [区]
- 文化財保存活用支援団体制度の創設 [区]
- 古文書の所在調査 [区][歴博][大学]
- 文化財ハザードマップの作成 [区][他]
- 文化財防災マニュアルの作成 [区][他]
- 文化財データベースの作成、HP・アプリの開発 [区]
- お宝掘り起こし住民ワークショップ [区][他]
- 地域遺産制度の創設 [区][他]
- エコミュージアム構想の検討 [歴博][区][他][民]
- 限界集落における文化財の総合的記録 [区]
- 域内回遊を促進する交通施策検討 [他][大学]
- オーバーツーリズム緩和施策の検討 [区][他][大学]
- 地名の由来を活かした事業の検討 [区][他]

近世〇〇大工の技術と知恵

[方針]

近世〇〇大工の技術を伝える歴史的建造物の保存をはかるために、文化財保存のための種々の技術の継承と原材料の確保に取り組む。また、伝統技術の情報発信と普及をすすめる。

[措置]

- ① 文化財を保存するために必要な技術・材料の調査 [区][民]
- ② 〇〇寺鐘樓の解体修理 [区]
- ③ 大工道具製作技術保持者への支援 [区]
- ④ 大径材確保のための植樹 [区][他]
- ⑤ 檜皮採取林の保全 [区][他]
- ⑥ 伝統木工技術の後継者育成 [区]
- ⑦ 大工の技術体験イベント [区]
- ⑧ 〇〇寺鐘樓の解体修理 [区]
- ⑨ 大工道具製作技術保持者への支援 [区]
- ⑩ 伝統技術保持者への顕彰制度の創設 [区]
- ⑪ 左官壁と畳の振興 [区][他]

表面剥離のモニタリングと強化処理 [区][大学]

●●城跡と城下町の文化財保存活用区域

3

[方針]

●●城跡及びその周辺の歴史的なまちなみの整備とともに伝統的な生活文化の振興をはかり、それらをいかして観光の促進につなげる。

[措置]

- A 石垣の整備 [区]
- B 馬場の整備 [区][他]
- C 天守閣資料館の展示更新 [区]
- D 歴史的建造物の調査と修理助成 [区]
- E 町家の分散型ホテルへの改修 [区]
- F 土蔵をカフェに改修 [区]
- G 景観規制 [区]
- H 無電柱化と道路美装、歩道整備 [区]
- I 屋外広告物規制 [区]
- J トイレ洋式化事業 [区]
- K 〇〇家の茶室と露地の整備 [区]
- L 〇〇家の歴史資料の整理と調査 [区]
- M 着付け教室の開催 [区]
- N 懐石料理教室の開催 [区]
- O 茶事の開催 [区]
- P 獅子舞の記録作成 [区]
- Q 城下町の武家文化体験(リビングヒストリー) [区][民]
- R サインの多言語化 [区]
- S DMOと連携した散策マップの作成 [区][民]
- T 著名人によるSNSでの魅力発信 [区]
- U ボランティアガイドの育成 [区]

植物群落保全のモニタリング [区][他]

有識者を変えた復元案の検討及びVR化 [区][他]

樹勢劣化対策の樹木医による診断と処置 [区][民]

エコミュージアム構想拠点施設としての改修 [区][他]

白模写でのプロジェクションマッピングによる歴史解説 [区][民]

耐震診断及び補強工事 [区][他]

〇〇古墳と副葬品

[方針]

調査等で明らかになった情報を郷土学習にいかし、理解促進につなげ、郷土愛を醸成する。

[措置]

- ① ドローン・VRによる古墳解説映像の作成 [区][他][民]
- ② 文化財副読本の作成 [区]
- ③ 学生を対象とした発掘体験 [区]
- ④ 3Dスキャナによる副葬品のレプリカ作成 [歴博][大学]
- ⑤ 住民ガイドの育成 [区]
- ⑥ 調査成果のアーカイブ化 [区]
- ⑦ 専門職による出前授業 [歴博][区]

※措置は、全域を対象に実施するもの、関連文化財群や文化財保存活用区域ごとに実施するものなどに分け、それぞれ記載します。図の措置は一例です。

凡例

- 内は主体
- ☒文化財保護部局
- ☒行政他部局
- ☒文化財所有者
- ☒住民
- ☒民間団体
- ☒歴史博物館
- ☒大学

2-1 ○○山信仰と修験の道

【方針】

過疎化や少子高齢化などにより維持管理が困難な○○山信仰にまつわる文化財群の保存に係る事業を実施し、当地に根付いた信仰文化の歴史的価値の継承をはかるとともに、情報発信に努める。

【措置】

- 8 ○○神社社殿の屋根替修理・防災設備の設置 ☒
- 9 ○○古文書の修理 ☒
- 10 ○○古文書の調査 ☒☒☒☒☒
- 11 社務所襖絵の修理及び高精細レプリカ作成 ☒☒☒
- 12 取蔵庫の改修 ☒
- 13 境内古本市（ユニークベニュー）の開催 ☒
- 14 舞殿での雅楽の演奏会（ユニークベニュー）☒
- 15 山車の修理 ☒
- 16 行事・祭礼の調査およびデジタル記録作成 ☒☒☒
- 17 修験道ルートの確認と散策路整備 ☒
- 18 修験道ルートのサイン整備 ☒
- 19 参詣スタンプアプリの開発 ☒
- 20 春と秋の文化財の特別公開 ☒
- 21 古文書を根拠に食文化の復元 ☒☒☒☒

4-2 養蚕と農村の近代化

【方針】

地域おこし協力隊と住民が連携し、養蚕の近代化に伴い隆盛した農村の魅力をいかして、賑わいを創出する。

【措置】

- 22 ●家住宅土塀の修理 ☒
- 23 ●家住宅庭園の整備 ☒
- 24 △家住宅の農泊への改修 ☒☒
- 25 棚田のライトアップ ☒
- 26 風穴のサイン整備 ☒
- 27 ボランティアによる桑畑の清掃等 ☒
- 28 ☆家住宅で地域おこし協力隊による郷土料理レストラン解説 ☒
- 29 養蚕資料館の整備 ☒☒
- 30 ガイド詰所・インフォメーションセンター整備 ☒☒
- 31 糸紡ぎ体験 ☒



6-1 ●●街道と宿場町●●

【方針】

住民や寺院と連携し、文化財を活用した観光を進め、地域振興を図る。

【措置】

- 41 ○○街道の美装化・サイクルロードの整備 ☒
- 42 PFIで旅館を宿泊施設に改修・運営 ☒☒
- 43 ○○家住宅を自転車と泊まる宿泊施設に改修 ☒
- 44 ○○家住宅でのブルーワーカー・カフェ ☒
- 45 レンタサイクルの整備 ☒
- 46 仏像の詳細調査と修理 ☒☒☒
- 47 寺院での座禅体験・コンサート等（ユニークベニュー）☒
- 48 まちなみをいかしたアートフェスティバルの開催 ☒
- 49 特産品をいかした土産物の開発と販売 ☒☒
- 50 石地蔵の修復 ☒
- 51 解説板の多言語化 ☒
- 52 ボランティアガイドの育成 ☒
- 53 歴史講座の開催・副読本の作成 ☒☒☒

7-1 地歌舞伎と農村舞台

【方針】

地歌舞伎と農村舞台を一体として存続を図る。

【措置】

- 54 農村舞台の耐震補強 ☒
- 55 地歌舞伎衣装の繕い ☒
- 56 地歌舞伎の公演 ☒
- 57 ARグラスによる歌舞伎の解説 ☒☒
- 58 こども歌舞伎の後継者育成 ☒☒

7-2 豊かな食文化

—海の幸・山の幸・地酒—

【方針】

地域の魅力を再発見し、豊かな食文化及び関連する習俗の普及啓発に取り組む。

【措置】

- 59 フェノロジーカレンダーの作成 ☒☒☒☒
- 60 温泉街を巡るコースの造成・モニターツアーの実施 ☒
- 61 郷土食・名物の調査 ☒☒☒☒
- 62 漁村レストランの開設 ☒
- 63 漁労習俗に関する記録作成 ☒
- 64 酒づくりに関するパンフレットの作成 ☒☒
- 65 酒蔵の公開・レストランの出店 ☒
- 66 旧酒名・ラベルをブランド化した酒の開発 ☒
- 67 田園オーナー制度による米づくり ☒

水中遺跡の調査 ☒

文化財保存活用地域計画の関連法令

文化財保存法 抜粋

第百八十三条(一) 都道府県の教育委員会又は当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な権限の大綱(以下「大綱」という。)を定めることとなる。

第百八十三条(二) 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用計画を定め、又は変更し、又は廃止し、又は文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

(文化財保存活用地域計画の認定)

第百八十二条(一) 市町村の教育委員会は、地方文化財保存活用計画(以下「計画」という。)を作成し、文化庁長官及び関係市町村の教育委員会に提出する。

第百八十二条(二) 文化庁長官は、前項の認定を受けた市町村(以下「認定市町村」という。)の教育委員会は、当該認定市町村の区域における文化財の保存及び活用を定めることとなる。

文化財保存法 抜粋

第百八十三条(一) 認定市町村の教育委員会は、当該認定市町村の区域における文化財の保存及び活用を定めることとなる。

第百八十三条(二) 認定市町村の教育委員会は、当該認定市町村の区域における文化財の保存及び活用を定めることとなる。

(市町村の認定)

第百八十二条(三) 市町村の教育委員会は、当該認定市町村の区域における文化財の保存及び活用を定めることとなる。

第百八十二条(四) 市町村の教育委員会は、当該認定市町村の区域における文化財の保存及び活用を定めることとなる。

文化財保存法 抜粋

第百八十二条(五) 市町村の教育委員会は、当該認定市町村の区域における文化財の保存及び活用を定めることとなる。

第百八十二条(六) 市町村の教育委員会は、当該認定市町村の区域における文化財の保存及び活用を定めることとなる。

(市町村の認定)

第百八十二条(七) 市町村の教育委員会は、当該認定市町村の区域における文化財の保存及び活用を定めることとなる。

第百八十二条(八) 市町村の教育委員会は、当該認定市町村の区域における文化財の保存及び活用を定めることとなる。

文化財保存法 抜粋

第百八十二条(九) 市町村の教育委員会は、当該認定市町村の区域における文化財の保存及び活用を定めることとなる。

第百八十二条(十) 市町村の教育委員会は、当該認定市町村の区域における文化財の保存及び活用を定めることとなる。

(市町村の認定)

第百八十二条(十一) 市町村の教育委員会は、当該認定市町村の区域における文化財の保存及び活用を定めることとなる。

第百八十二条(十二) 市町村の教育委員会は、当該認定市町村の区域における文化財の保存及び活用を定めることとなる。

文化財保存法 抜粋

第百八十二条(十三) 市町村の教育委員会は、当該認定市町村の区域における文化財の保存及び活用を定めることとなる。

第百八十二条(十四) 市町村の教育委員会は、当該認定市町村の区域における文化財の保存及び活用を定めることとなる。

(市町村の認定)

第百八十二条(十五) 市町村の教育委員会は、当該認定市町村の区域における文化財の保存及び活用を定めることとなる。

第百八十二条(十六) 市町村の教育委員会は、当該認定市町村の区域における文化財の保存及び活用を定めることとなる。

文化財保存法 抜粋

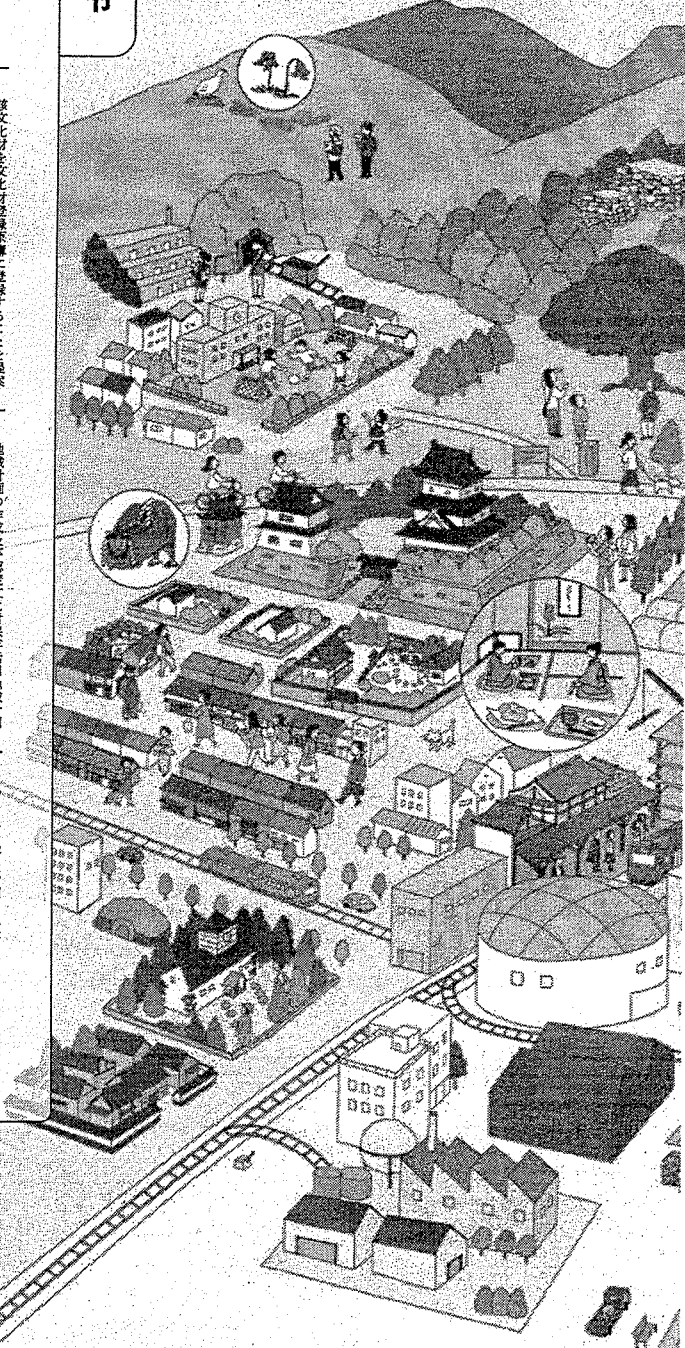
第百八十二条(十七) 市町村の教育委員会は、当該認定市町村の区域における文化財の保存及び活用を定めることとなる。

第百八十二条(十八) 市町村の教育委員会は、当該認定市町村の区域における文化財の保存及び活用を定めることとなる。

(市町村の認定)

第百八十二条(十九) 市町村の教育委員会は、当該認定市町村の区域における文化財の保存及び活用を定めることとなる。

第百八十二条(二十) 市町村の教育委員会は、当該認定市町村の区域における文化財の保存及び活用を定めることとなる。



お問い合わせ
文化庁 地域文化創生本部
〒605-8505
京都市東山区東大路通松原上三丁目毘沙門町43-3
TEL 075-330-6720 e-mail bunkakanko@mext.go.jp